

第四編 新制大学発足期の東京外国語大学 一九四九—一九六〇年

一 新制大学基準制定の経緯

戦後日本の変革は、教育の面においても画期的であった。一九四七（昭和二十二）年三月三十一日に、総司令部（GHQ）の民間情報教育局（CIE）の認可を受けて、教育基本法と学校教育法が公布された。学校教育法により、六―三―三―四制が制定され、新制大学は一九四九年度から発足することになった。しかし、専門学校は廃止されたため、東京外事専門学校は、廃校か、新制大学への昇格か、あるいは他の新制大学への統合かの危機に立たされることになったのである。

ところで、新制大学とはどのような要件を備えているべきか、この時期に多くの議論が聞かされている。特に、CIEによって従来の大学設立認可基準が内規的であいまいであるとの指摘を受けたことをきっかけにして、「大学設立基準」設定のための協議会が結成されることになった。一九四六（昭和二十）年十一月に、都内の国公立大学一〇校からなる「大学設立基準設定協議会」が設置され基準作りに着手した。翌年になると、文部省から離れて、大学自身が水準向上のために自主的に基準を設けるべきだという意向が高まり、一九四七年五月十二、十三日には、全国旧制大学四六か校が参加して「大学設立基準設定連合協議会」が開催された。その冒頭の挨拶で和田小六座長（東

京工業大学長)は、基準を設定することの意味を、大学の画一化ではなく大学全体の水準の引き上げにあると述べている。七月七日には第二回連合協議会が開催され、大学設置基準案の原案を可決し、翌八日に創立された大学基準協会においてこの大学設置基準案を「大学基準」として採用することが決定された。なお、ここでいう「大学基準」とは、大学設置基準(チャーターリング)であるのか、いい大学であると判定を下すための基準(アレクセイテーション)を意味するのか、という二つの解釈をめぐって論議がまき起こされた。しかし、「大学設置基準」ではなく「大学基準」と名づけられたように、これは大学設置の基準であるばかりではなく、既存の大学の規模と内容を高めるものであるという意図が含意されていたのである(大崎仁「戦後大学史」第一法規出版、一九八八年参照)。

二 新制大学設置申請と認可の過程

文部省は、一九四七年七月二八日付で、旧制高等学校と専門学校に対して「新学制転換について官立高等学校大学予科の希望報告依頼の件」を発し、新制学制への移行のしかたについて希望調査を行った。それによると、移行の形態には次の四つの型が存在した。(a)新制高等学校に転換する場合、(b)単独で大学になる場合、(c)他の大学や専門学校と合併して大学となる場合、(d)既設の大学の一部となる場合、である(『大阪外国語大学70年史』一九九二年参照)。

東京外事専門学校は、(b)を希望した。そこで、十一月六日付で井手義行校長は「学校昇格準備委員」の任命を行い、大学昇格のための準備に入った。委員は、①一般委員二六人、②別科委員七人、③戦災復興資金募集委員二人からなり、①一般委員は「大学基準及学科課程、単科カ総合カ名称、押出シ横上リ、教官ノ資格基準、三年制(暫定)ト四年制、現行授業刷新」の各項目を検討することになった(「学校昇格準備委員会綴」東京外国語大学所蔵所収)。